

KDDI 総研 R&A 誌は定期購読（年間 29,988 円）がおすすめです。お申し込みは、KDDI 総研ブックオンデマンドサービスまで。既刊の PDF 無料ダウンロードの特典もあります。

(<http://www.bookpark.ne.jp/kddi/>)

子どもの安全に関する  
英国携帯電話事業者の自主規制



## 子どもの安全に関する英国携帯電話事業者の自主規制

### 🕒 記事のポイント

#### サマリー

第3世代携帯電話（3G）への移行期に入った英国では、出会い系サイトでのトラブルに巻き込まれたり、有害情報・画像にさらされるなどの子どもへのリスクを懸念する声が増えている。携帯電話からのインターネット接続に伴って生じる子どもへのリスクに関する問題について、英国の消費者側からの要請と供給者側である携帯電話事業者の自主的な取り組みを概観し、携帯電話の新サービスなどに潜むリスクからの子どもの保護のあり方について探る。

#### 主な登場者

NCH Childnet International Internet Task Force for Child Protection on the Internet IWF  
日本インターネット協会 携帯電話事業者

#### キーワード

3G 携帯電話 インターネット接続 携帯電話事業者 自主規制 モバイルフィルタリング

地域 英国

執筆者 KDDI総研 調査2部 佐藤 久美子 (kx-satou@kddi.com)

### 1 英国での3G登場による子どもへの影響に対する懸念

ようやく3Gへの移行期に入った英国では、インターネット上での有害情報や児童買春等の問題に対する危惧と同様に、携帯電話の新技术の導入に伴って生じる子どもへのリスクを懸念する声が増え、これまでも増して高まっている。英国の携帯電話事業者5社（O2、Orange、T-Mobile、Virgin、Vodafone）は、2004年後半に3G携帯電話サービスの導入と、これにあわせて携帯電話からのインターネット接続サービスを提供することを予定している<sup>①</sup>（脚注）。静止・動画のカメラ内蔵型携帯電話の普



①（脚注）

既に英国市場で3Gサービスを提供している英国第6番目の携帯電話会社である'3'（スリー）は、当面、インターネット接続サービスを提供する計画はないと言っている。

及と相俟って、携帯電話の利用において子どもが出会い系サイトでのトラブルに巻き込まれたり、有害情報・画像にさらされるなどのリスクが今後増えることは明らかであるとの懸念が、英国内の各方面で高まっている。

本稿では、この問題に対する英国の消費者側からの要請と、供給者である携帯電話事業者の取り組みについて概観する。

## 2 消費者側からの要請

まず、3Gサービス導入の動きの中で、子どもへのリスクを懸念する消費者側からの最近の2つの動きを紹介したい。

### 2 - 1 3Gサービスに対する親の意識調査に基づく要求

2004年5月、子どもへのサポートや教育等を提供する英国の慈善団体National Children's Home（以下「NCH」）は、3Gに関する親の意識調査結果を発表した<sup>④</sup>（脚注）。同調査結果の主要点を、以下に紹介する。

**質問1：**インターネット接続が可能な3G携帯電話は、子どもの安全を脅かす懸念があると思うか？

- 73%の親が、2004年後半に導入される新たな3G携帯電話が、子どもの安全を脅かすことを懸念していると回答。

**質問2：**現在でも固定のインターネットを利用する子どもを監視したり、（子どもが困ったとき等に）手助けしたりすることは難しいが、（固定のインターネット利用よりも）3G携帯電話からインターネットを利用する子どもを監視したり、（子どもが困ったとき等に）手助けできないと考えるか？

- 78%の親が、3G携帯電話からインターネットを利用する子どもを監視し、（子どもが困ったとき等に）手助けできないと考えていると回答。



④（脚注）

この意識調査は、NCHの委託を受けた調査会社NOP Worldが、英国全土から無作為抽出で15歳までの子どもを持つ親624人を対象に、2004年4月1日から6日にかけて実施したものである。なお、NCHは、メソジスト派の牧師Thomas Stephensonが、貧困と犯罪から守るために幼い少年達の家の創設を提案し、彼の2人の仲間と共に1869年にChildren's Homeを設立したことに端を発している。同施設は一般の寄付に支援され、1908年にはNational Children's Homeへと規模が拡大し、その名前も頭文字のNCHとして知られるようになった。

**質問 3:** 新しい携帯電話の技術について、子どもを適切に教育する責任があるのは誰にあると考えるか？

- 66%の親が、新しい携帯電話の技術について、子どもを適切に教育する責任があるのは、「親」と回答。

**質問 4:** 自分の子どもと比較して、あなたの携帯電話に関する知識はどの程度であると感じているか？

- 12歳～15歳の子どもを持つ親の63%は、子どもの方が携帯電話技術に関する知識があると回答。

上記3Gに関する親の意識調査の結果は、英国全土において、インターネット接続できる3G携帯電話は、子どもの安全に影響を与えとの懸念が強いことを示すものであった。さらに、12歳以上の子どもを持つ親のほとんどが、携帯電話について子どもの方がよく知っていると考えている一方で、新しい携帯電話の技術を適切に子どもに教育する責任があるのは、「親」と回答している。このことは、携帯電話からのインターネット接続に不安を抱く親にのみ責任を求めるのではなく、携帯電話事業者も子どもの安全を確保するため、親への支援策を講じる必要性があることを示すものである。

NCHは、今回の3Gに関する親の意識調査の結果を受けて、子どもの安全を確保するための方策として、次の2つの点を携帯電話事業者等に求めている。

子どもが利用する全ての携帯端末に、フィルタリング（選択遮断）やスクリーニングのソフトをデフォルトで装備すること

フィルタリングソフトがデフォルトで設定されるまで、携帯電話からのすべてのインターネット接続は、アダルトサービスを分離できるようにすること

上記の は、全ての携帯電話網に携帯電話利用者向けの年齢証明機能（age verification system）を導入し、携帯電話網上のアダルトサービスやコンテンツへのアクセスから子どもを除くことができるようにするものである。

## 2 - 2 子どもと携帯電話に関する行動指針

2004年7月、インターネット上で子どもの安全を守ることを目的として設立された非営利団体Childnet Internationalは、GSM協会（GSM Association）<sup>（脚注1）</sup>の支援と協議を受けて、「子どもと携帯電話：行動指針（Children & Mobile Phones: An Agenda for Action）」と題する文書を発表した。同文書は、新しい携帯電話の技術によって生じる有害および不法なコンテンツなどから子どもを守り、子どもへのリスクを最小限にするための行動指針を提示している。以下に、携帯電話事業者に対して示された、10項目の行動指針を示す<sup>（脚注2）</sup>。

- 問題を適切に判断し対応できるよう、慈善団体や教育分野等の主要関係者との関係を確立し、協働する。
- 顧客や消費者としての子どもや若者に対する対応について、英国携帯電話事業者の行動規範（後述）に具体化されているような共通の基準を持つ。
- 子どもが、年齢制限されたコンテンツや契約サービスを利用できないようにするため、利用者の年齢を証明する効果的な方法を確立する。
- 全ての広告は、子どもを含む市場ターゲットにふさわしいもので、また、製品もしくはサービスを販売するため不適切なコンテンツを使わない。
- 所有する全てのコンテンツや第三者の商用コンテンツが子どもに適したものであるか区別され、また、年齢証明済みで予め登録された顧客のみに、年齢制限のあるコンテンツを提供する。
- 全ての顧客情報、特に子どもに関する顧客情報に関する守秘義務を守る。
- 携帯電話網上の子どもを対象とした全てのサービスは、適切なアドバイスと手段を提供すること、すなわちオンラインでの対話型サービス体制をとり、利用者が安全で適切にサービスを受けられるようにすること。
- 不法コンテンツを追跡し除去する際、ホットラインと法執行機関に対して全面的に協力する。



<sup>（脚注1）</sup>

GSM携帯電話事業者および設備メーカーの世界的な組織。

<sup>（脚注2）</sup>

同文書では、子どもと若者、保護者、教育者と学校、政府と法執行機関、携帯電話事業者、商品開発者、コンテンツプロバイダー、小売業者の8つのセクターに対し、それぞれの行動指針を提示している。

- 携帯電話そのものを介し、またオフラインで、意識と注意を喚起する資料を提供する。
- 携帯電話技術の好ましい利用を促進し、それに対して報酬を与える。

Childnet Internationalは、新しい携帯電話技術が人々の役に立つよう関係分野の連携と協力を呼びかけている。また、これまでの固定インターネットでの経験から学び、携帯電話の新たな技術の変化に対応すべく、新技術によって生じる問題や影響等について定期的に見直しを図りながら行動指針を推進する姿勢を示している。

#### 【コラム 英国内務省のタスクフォース】

英国内務省には、インターネット上での子どもの安全を守るためのタスクフォース（Internet Task Force for Child Protection on the Internet、以下「タスクフォース」）がある。このタスクフォースは、英国において小児愛好者がチャットルームを介して子どもを誘惑するという、いわゆる「グルーミング（grooming）」の深刻な問題を受けて、インターネット上の子どものリスクに対する懸念に応える形で、非営利団体の呼びかけで2001年3月に設立された。同タスクフォースの主要目的は、インターネット利用に関し、子どもの世界において英国を「ベストで安全な場所」にすること、新技術の犯罪的悪用によって、インターネット上の乱用の世界から子どもを守る手助けをすること、の2つである。このような目的を持つタスクフォースに参加している組織には、非営利団体のChildnet International等があるが、英国の携帯電話事業者もこのタスクフォースの一員となっている。

また、英国にはInternet Watch Foundation（以下「IWF」）という、政府から独立してインターネット上の不法画像などを監視する、英国で唯一認定された組織がある。IWFは、政府と警察の強力な支援を受けながら、世界のどこにでも端を発している子どもの悪用画像や英国でホストされている犯罪的な不法コンテンツ等を最小限にするため監視している。IWFは、インターネットサービスプロバイダー（ISP）、コンテンツプロバイダー、携帯電話事業者等のインターネット関連機関から主たる財政支援を受け、運営されている。

このように、英国では今後広まるであろう携帯電話からのインターネット接続に伴う子どものリスクに対する、インターネット・携帯電話業界、民間団体および政府の懸念と認識は強く、官民連携してリスクを軽減しようと努めている。

### 3 携帯電話事業者の自主的な取り組み

2004年1月、英国の携帯電話事業者6社が協同で作成した「携帯電話の新コンテンツ形態に係る自主規制に関する行動規範（UK code of practice for the self-regulation

of new forms of content on mobile )」(以下「コンテンツ行動規範」)が、公表された。同規範について、その経緯と主要点を紹介する。

### 3 - 1 コンテンツ行動規範作成の背景

英国でコンテンツ行動規範が作成されるきっかけとなったのは、2003年3月に開催された「『モバイルインターネットと子ども』に関する国際ワークショップ」(以下「国際ワークショップ」)である。この国際ワークショップは、財団法人日本インターネット協会(以下「日本インターネット協会」)と英国のChildnet Internationalの共催で、この種の国際ワークショップとしては世界で初めて2003年3月に東京で開催された。この国際ワークショップでは、英国(Childnet International、NCH、O2、London School of Economics等)、米国(Microsoft)、カナダ(University of Montreal)、デンマーク(USD Odense University)および日本(NTTドコモ、KDDI等)の各関係分野からの参加者によって、携帯電話による子どものインターネットのあるべき姿について多方面から議論が行われた。

また、英国ではこれまでも携帯電話によるいじめの問題や携帯電話の出会い系サイトに係る問題など、携帯電話およびインターネットと子どものリスクに関する問題が、他の諸国と同様に存在している。3Gの登場により18歳以下の児童・青少年を含むユーザは、カラー画像、写真メッセージ等の多様なコンテンツへのアクセスが可能となり、高度で多機能な携帯端末を利用できるようになる。こうした携帯電話を取り巻く情勢の変化の中で、携帯電話からのインターネット接続に伴うリスクに対し、英国の携帯電話事業者も危惧し、少しでもそれらのリスクを軽減しようと、英国の6つの携帯電話事業者(Orange、O2、T-Mobile、Virgin、Vodafone、'3')は、前述の国際ワークショップをきっかけとしてコンテンツ行動規範を作成することとした。

### 3 - 2 コンテンツ行動規範の内容

コンテンツ行動規範は、18歳以下の児童・青少年を含む幅広い利用者を想定して、携帯電話業界が自ら行動基準を設け、不法・大量・有害な通信を排除するための行動を利用者に約束するものである。なお、本コンテンツ行動規範は、映像コンテンツ、オンラインギャンブル、携帯ゲーム、チャットルームおよびインターネット接続を含む新しい種類のコンテンツを対象範囲とし<sup>④</sup>(脚注)、次の8つの項目から成る。



④ (脚注)

従来のpremium rate voiceもしくはpremium rate SMS (texting) サービスは含まれず、これらのサービスはICSTIS Code of Practice<sup>1</sup>によって規制される。

商用コンテンツ ( Commercial content )

インターネットコンテンツ ( Internet content )

不法コンテンツ ( Illegal content )

迷惑な大量通信 ( Unsolicited bulk communication )

悪意ある通信 ( Malicious communication )

情報と助言 ( Information and advice )

他の法、規制および分類 ( Other legislation, regulation and classification )

導入と管理 ( Implementation and administration )

以下に、上記の8項目の内容について、順を追って紹介する。

まず、の「商用コンテンツ」では、携帯事業者は、18歳以下の顧客にとって不適切な商用コンテンツを分類する枠組みを提供するための独立した組織 ( independent classification body )<sup>※ (脚注)</sup>を指名すること、商用コンテンツプロバイダーは、その枠組みに準じて、18歳以下の顧客には全ての不適切なコンテンツを「18」として自主分類 ( self-classify ) することが求められるとする。そして、各携帯電話事業者は、「18」と分類された商用コンテンツをアクセス規制 ( access control ) の下におき、18歳かそれ以上であるかという年齢証明 ( age verification ) によって、その年齢基準をクリアした顧客にのみに提供する。また、携帯電話事業者は、管理者がいるチャットルームでない限り全ての商用コンテンツのチャットルームをアクセス規制の下におくとする。

の「インターネットコンテンツ」では、携帯事業者はインターネット上で提供されたコンテンツを規制するものではないため、に示された分類の枠組みに従って分類されることを強要することはできないとする。そのため携帯電話事業者は、インターネットコンテンツへのアクセスを規制できるよう、携帯電話事業者のインターネット接続サービスに対してフィルターを適用する機会を保護者に提供する。「18」に分類された商用コンテンツと同じレベルで、フィ



※ (脚注)

この組織の役割は、他のメディアと一致する「18」のコンテンツの分類基準を定義することである。「18」とは、18歳以下のアクセスを規制するコンテンツを「18」(「18歳以下禁止」という意味) で表すということ。

ルタリングされるようにする。

の「不法コンテンツ」では、携帯電話事業者は、刑法に違反したコンテンツの報告を取り扱う法執行機関（law enforcement agencies）と協働することを求め、また、携帯電話事業者がウェブもしくはメッセージングコンテンツを含むコンテンツをホスティングする場合、不法なコンテンツを通報し、その提供を止める。

続いて、の「迷惑な大量通信」では、スパムメール等の大量通信に対抗する活動を継続すること、の「悪意ある通信」でも、新たな形態の悪意ある通信に対し従来の手続きに則り対応すること。の「情報と助言」では、携帯電話事業者は、子どもや保護者を含む顧客に対し、新しい携帯端末の性質や利用に関するアドバイスを提供し、また、消費者の知識を向上させるためのメディアリテラシー活動を支援する。また、の「他の法、規則および分類」では、本コンテンツ行動規範の何ものも、全ての関連法や規制を遵守するため、携帯電話事業者またはコンテンツプロバイダーの責任と競合するものではなく、プライバシーおよび電子通信指令（EC指令2002/58/EC）の2003年規制を含む全ての関連するデータ保護法を遵守しなければならないとする。

最後のの「導入と管理」では、携帯電話事業者は、本コンテンツ行動規範の導入と管理に対する責任を有し、同コンテンツ行動規範の見直しや変更を行いながらコンテンツ行動規範を維持していくとする。また、「18」と分類された新たな商用コンテンツが提供された場合、本コンテンツ行動規範に則って提供されるものであるとする。インターネットコンテンツ用フィルタリングは、2004年中に携帯電話事業者から提供予定とする<sup>4</sup>（脚注）。

以上のように、英国の携帯電話事業者はインターネット接続サービスにおける子どものリスクを回避するため、サービス提供事業者としてできる技術面での努力および対応と、消費者の利用に必要な情報提示およびメディアリテラシー等の教育活動の両側面から社会的責任のあるサービスの提供と対応を自主的に進めている。



<sup>4</sup>（脚注）

こうした動きを受けて、日本では、日本インターネット協会が、総務省の平成16年度情報通信技術の研究開発に関わる公募において、「モバイルフィルタリング技術の研究開発」を提案し、同プロジェクトが採択された。日本インターネット協会は、携帯電話事業者やフィルタリングサービス提供者などと協力し、携帯電話における出会い系サイトなどの子どもに不適切な情報のフィルタリングに関する技術開発を推進することとなった。

## 【コラム : 日本におけるフィルタリングに対する意識】

平成15年度電気通信サービスモニターに対する第2回アンケート（総務省）において、平成16年2月に電気通信サービスモニター1,000名を対象に、1）電気通信サービスに関する相談窓口、2）電気通信サービス広告表示、3）フィルタリング、4）コンピュータウイルスについての調査が実施された。（アンケート発送数1,000、回収数939）

同調査項目のフィルタリングに関する調査結果では、フィルタリングソフトは「必要だと思う」および「人によっては必要だと思う」と回答した人の合計は9割以上と、フィルタリングのニーズは高いと考えられる、と報告された。また、携帯電話のフィルタリングソフトについては、8割以上が「実現すべき」と回答し、携帯電話のフィルタリングソフトの利用意向も「利用したい」および「無料なら利用したい」と回答した人の合計は8割近くと、パソコン向けのフィルタリングソフトと同様に高い値であった。日本においても携帯電話のフィルタリングへの関心が高いといえる。

## 【コラム : 最近の日本国内の動き】

日本では、ネットへの書き込みやチャット等が、児童・青少年の事件にたびたび絡んでいることを受けて、各方面で動きがみられる。

文部科学省は、教員採用試験にインターネットの情報モラルやマナーについて出題を課す意向を示した。同教員採用試験における取り組みは、2004年6月に公表された「e-Japan重点計画2004」にも、学校教育の情報化等に関する「IT指導力の向上」の取り組みの1つとして盛り込まれた。また、日本インターネット協会は、「インターネットにおけるルールとマナー検定」の子ども向け版を、2004年8月10日から9月10日までの1ヵ月間、初めて同協会のウェブ上で大人向けの検定と併せて実施する。同協会は、インターネット利用者のルールやマナーに関する知識を客観的に測定してもらうことを目的として、2003年夏に成人向けの「インターネットにおけるルール&マナー検定(2003年夏版)」をわが国で初めて実施し、その後2003年秋・2004年春と実施している。

さらに、東京都などでは、「ネット社会と子どもたち」に関するフォーラムを実施し、行政やIT関連企業、教育関係者らによって、ネット社会において子どもたちとどう向き合うべきか等の意見交換を実施した。2004年7月に東京都庁で開催されたフォーラムでは、子どもの生活と携帯電話の関係とその実態等について、親の関心の低さや携帯電話の危険性に関する問題、フィルタリングソフトと子どものプライバシーとの関係等についての意見が交わされた。

 執筆者コメント

米国のコンサルティング会社のA.T. Kearneyが発表したアンケート調査(2004年7月)では、インターネットに接続できる携帯電話の機種を持っている人の割合は、日本(79%)、欧州(47%)、北米(37%)である。カメラ内蔵機種の割合(1位日本64%、2位ドイツ34%、3位韓国32%)と同様に、日本は携帯電話の利用において他国よりも圧倒的に多機能な携帯端末を利用していることがわかる。しかし、子どもの携帯電話の利用に関する実態や利用に伴う問題点等に対する意識は、高いといえるのだろうか。

英国での携帯電話からのインターネット接続に対する意識と取り組みの一端について、英国の消費者側および供給者側としての携帯電話事業者の側面から概観した。Childnet International等に代表される非営利団体を中心とする英国の消費者側は、実態を把握しながら消費者の声を関係分野や社会に投げかけている。そして、子どもを含む人々が、新しい技術の導入に伴うプラスの面を十分に享受し、マイナスの側面を克服するため、英国では携帯電話・インターネット事業者、非営利団体、政府等の関係分野が連携し、積極的に取り組んでいるように思える。

また、携帯電話からのインターネット接続に伴う有害および不法コンテンツなどから子どもを守り、子どものリスクを最小限にするため、英国の消費者および供給者側の双方ともに、フィルタリング機能の導入と年齢証明機能の開発と導入に向かっている。これに対し日本では、モバイルフィルタリングの技術開発を推進するなど、フィルタリングに関する認識や議論は増えてきているが、年齢証明機能に関する認識、特に、消費者側の認識はこれからであろう。年齢証明機能の必要性やそれに付随する諸問題を含め、いかに子どもが安全に新しい技術の恩恵をこうむることができるかについて、消費者として、親として、また社会の一員として、一人一人が考え、意思表示していく必要があるのではないだろうか。

 出典・参考文献

- ・ UK code of practice for the self-regulation of new forms of content on mobiles
- ・ Parents' views on 3G mobiles
- ・ Child & Mobile Phones: An Agenda for Action
- ・ 英国内務省ホームページ (<http://www.homeoffice.gov.uk/>)
- ・ Childnet Internationalホームページ (<http://www.childnet-int.org/>)
- ・ IWFホームページ (<http://www.iwf.org.uk/>)
- ・ NCHホームページ (<http://www.nch.org.uk/>)
- ・ A.T. Kearneyホームページ (<http://www.atkearney.com/>)
- ・ 総務省ホームページ (<http://soumu.go.jp/>)
- ・ (財)日本インターネット協会ホームページ (<http://www.iajapan.org/>)